

介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和8年 4月 1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-334-8133 (午前8:30~午後5:30)

担当 特養・短期入所チーム

チームマネジャー・生活相談員	くさか 日下	ゆうすけ 祐輔
ケアマネジャー	こいずみ 小泉	りょうた 亮太
生活相談員	さいとう 斎藤	さとみ 里美
生活相談員	きみづか 君塚	あや 綾

2. 苑の概要

(1) サービスの種類

施設の種類の	介護老人福祉施設 (事業者番号1373800141) 東京都指定 (平成12年 4月 1日) 開設年月日 (平成12年 4月 1日) 入所定員 (80名)
施設名称	府中市立特別養護老人ホームよつや苑
所在地	〒183-0035 東京都府中市四谷3-66
施設長	渡邊 義洋 (わたなべ よしひろ)

(2) 施設職員体制

職種	指定基準
管理者	1名
医師	必要数
生活相談員	1名以上
管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
事務員	必要数
介護職員・看護職員	30名以上

※医師は常勤換算数ではありません。

※体制は短期入所生活介護としての配置を含んだものです。

(3) 施設の設備等の概要

生活空間としては、20~50人単位のエリア(ユニット)が3つあり、定員は介護老人福祉施設80名、短期入所事業10名、施設合計定員は90名です。

ユニット 1	4人部屋5室・食堂
ユニット 2	2人部屋1室・4人部屋2室・食堂(ショートステイ+10床)
ユニット 3	4人部屋12室・1人部屋2室・食堂

入浴設備としては、ご本人の状態に適した形態で援助させていただきます。

介助浴	湯船の出入りには手すりの付いた階段があります。
チェアー浴	専用の椅子に座った状態で入浴ができます。
仰臥型機械浴	横になったまま入浴ができます。

その他

静養室	1	医務室	1
機能訓練室	1	面接室	1

3. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

少しでも自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービス提供を計画します。要望などは担当者にお申し出下さい。

(2) 食 事

管理栄養士が立てる献立や各ユニットの食堂での盛り付けの実施などで、より家庭的な雰囲気の中で食事を提供します。

また、管理栄養士等により、利用者一人ひとりの栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。

(3) 入 浴

利用者の身体状況に応じて、介助浴・チェアー浴・仰臥型機械浴による適した形態で週2回の入浴を提供します。体調不良などによって入浴ができない時は、清拭を行います。

(4) 介 護

寝たきり予防と健康維持のため、できる限り離床していただくよう働きかけます。利用者一人ひとりの生活リズムを考え、ご本人の排泄パターンに合わせた介助や食事時間に幅をもたせるなど、ご本人のペースを尊重した生活が営めるよう配慮します。少人数のあつまりによるきめ細かな接遇で「安心」を提供します。

(5) 機能訓練

機能訓練指導員や他の職種が共同して、利用者一人ひとりの状況に適した個別機能訓練計画を作成し、生活機能の維持、改善に努めます。

(6) 生活相談

利用者及びそのご家族からの心配事や悩みについて、相談に応じ、可能な限り必要な援助に努めます。

(7) 健康管理

医師による年1回の健康診断を行います。特別な事情がない限りお受けいただくようお願いします。

必要に応じ内科、精神科等の往診が受けられ、健康管理を行います。

夜間帯、看護師は施設内にて勤務していませんが、施設勤務看護師や他の機関との

連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しております。また、緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

(8) 終末期の対応

医師が利用者に対し、終末期にあると判断した際には、当法人が示す別紙の「看取りに関する指針」に沿いご家族との相談の上、対応いたします。

※ 別添、「看取りに関する指針」を参照ください。

(9) 特注食の提供

栄養補助食品（高カロリー飲料等）、ポカリスエット等を毎日継続する場合や、特別なおやつなどは、実費での請求となります。

(10) 療養食の提供

医師の発行する食事箋により、厚生労働大臣が定める療養食（糖尿食・腎臓食・肝臓食・胃潰瘍食・貧血食・高脂血症食・膵臓食・痛風食等）の対応を行います。

(11) 理美容サービス

月1回、出張による理容サービスをご利用いただけます。

(12) 行政手続代行

役所での書類の申請交付、申請手続等を代わって行います。料金は無料です。

(13) 日常費用支払代行

「利用者預り金等管理規程」により代行いたします。ご希望の方は、職員までお申し付けください。

(14) 所持品管理

貴重品については、「利用者預り金等管理規程」により管理いたします。その他所持品については、職員にお問合せください。

(15) レクリエーション等

楽しみながら身体を動かすアクティビティ活動を検討し、身体機能の維持にも留意します。また、ユニットの食堂でのおやつ作りなど、興味をもっていただける活動を模索します。その他趣味活動への側面からの援助や、季節感のある行事計画を立案し実施します。

利用者を含めた話し合いで、ユニット単位による外出なども行います。

(16) 身体拘束等の適正化

利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが利用者の身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束を行わないケアを実施します。

その他、身体拘束についての項目は「身体拘束等の適正化のための指針」に則り、検討、手続きを進めていきます。

4. 利用料金

(1) 利用料金（別紙「料金表」）

基本サービスについては、介護保険法その他の関係法令に基づいて算定した額

を利用料金として請求します。介護報酬見直し等の法改正により料金に変更となる場合があります。

居住費、食費、日常生活費は当施設が定めた料金を請求いたします。施設で定める料金を変更する場合は、事前に説明します。

(2) 支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料金を請求いたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座自動振替（毎月26日）、銀行振込、現金払いの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続

- ① 要介護1以上の認定を受けた方で、入所を希望される方は、電話等でご連絡ください。
- ② 入所については、担当者による面接後に、施設での受け入れの可否について検討を行います。
- ③ 入所していただけることとなりましたら、再度、重要事項説明書等にてサービス内容をご確認いただいた上で契約を締結します。契約の有効期間は要介護認定期間と同じです。
- ④ 入所之际しては、次のものをご用意の上、ご持参ください。
 - ア 主治医からの診療情報提供（紹介状）
 - イ 看護サマリー（入院中や、訪問看護を利用している場合）
 - ウ 使用中のお薬（2週間分）※ 詳細は職員にお尋ねください。

(2) 退所手続

- ①利用者のご都合で退所される場合
退所を希望される日の7日前までにお申し出ください。
- ②利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内の支払がなかった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。
- ③やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合があります。この場合は契約終了30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも、契約は自動的に終了します。

- ①利用者が他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援認定区分となった場合
（その場合は、当施設職員が退所後の生活準備についてお手伝いいたします）

- ③ 平成27年4月1日以降に入所されたご利用者が、要介護1・2となった場合
ただし、要介護1・2となった利用者が、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた場合には、保険者と相談の上特例的に施設への入所（特例入所）が、引き続き可能です。
- ④ 利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失された場合
- (4) 入院時等の取扱い
入院時等の取扱いは、次のとおりです。
- ① 利用者の入院または外泊が6日以内のときは、そのベッドは確保されます。
- ② 利用者が7日以上入院されるときは、退院されるまでの空きベッドは、短期入所事業のベッドとして利用させていただくことがあります。
- ③ 利用者が3ヶ月以内で退院されるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、再入所することができます。ただし、居室またはベッドの位置が入院時と異なることがあります。
- ④ 利用者の入院が3ヶ月を超えると見込まれるときは、その時点で契約は解除されるものとします。
- ⑤ 外泊・入院の翌日から6日間（月をまたぐ場合には最大12日間）については「外泊時加算」と「居住費」をお支払いいただくこととなります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

可能なかぎり、自宅への復帰を念頭においた上で、入浴や排泄、食事などの介護や、機能訓練、健康管理及び生活上の相談対応を行い、利用者が持っている能力に応じた自立した日常生活を援助します。

グループケアによるきめ細やかな個別接遇を展開することで、

利用者本位のサービス提供を目指し、何よりも「安心」を提供します。

地域住民から信頼される地域に開かれた施設として、地域における福祉の拠点として事業を展開します。また、施設の接遇内容や経営状況については情報を開示し、健全な経営に努めるとともに、ボランティアの受け入れ等を積極的に行い、地域交流を図ります。

(2) サービスの利用のため

事 項	有無	備 考
異性の介護員の有無	有	
職員への研修の実施	有	年12回以上
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束適正化の指針	有	3.サービス内容(16)参照

(3) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

面会時間は8:30から21:00までです。面会簿に必ず記入し、ご面会ください。面会時に他の利用者の迷惑にならないようお願いいたします。なお、緊急時や時間外での面会については、お電話にてご連絡ください。

②外出と外泊

外出と外泊の際には事前にご連絡ください。また、必ず行き先と帰苑時間を職員にお知らせください。

③飲酒と喫煙

喫煙は限られた場所以外ではお断りします。

飲酒は基本的には自由ですが、医師からのストップ、泥酔等他人に迷惑がかかる場合はご遠慮願います。また、飲酒時間は職員にご相談ください。

④備えている設備

日常生活に必要な設備を備えています。必要な設備がありましたら、職員までお問合せください。施設内の設備、器具の使用については、用法に従ってご利用ください。使用方法等に問題があって、破損等をした場合、弁償していただくことがあります。また、ラジオ等の電化製品については、ご自分でご用意願うものもあります。

⑤居室

居室変更の希望については、他の居室の空き状況や入所予定者を含めた他の利用者の状況を踏まえ、施設でその可否を決定させていただきます。利用者の心身の状況により居室を変更する場合がありますが、その際には利用者および代理人又は保証人と協議の上決定します。

⑥施設設備の利用

入浴機器、リハビリ機器等、危険を伴う設備、器具の使用にあたっては、職員の指示を厳守してください。所定の時間、用法以外での単独使用による事故等には責任を負いかねます。

⑦金銭及び貴重品の管理

ご自分での管理が困難な利用者の方は、「利用者預り金等管理規程」により管理いたします。詳しくは職員にお尋ねください。

⑧所持品の持ち込み

日常生活に必要な身の回り品類を除き、家具類の持ち込みはご遠慮いただいております。仏壇等を持ち込む場合はご相談ください。また、夏、冬の衣替えについては、ご家族のご協力をお願いしています。

⑨宗教活動

布教活動等、他の利用者にご迷惑がかかる行為は固くお断りしています。

⑩その他

政治活動及び営利活動は固くお断りしています。

施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はお断りしています。

7. 緊急時の対応

協力病院	府中恵仁会病院	電話 042-365-1211
	共済会櫻井病院	電話 042-362-5141

利用者に状態の変化等があった場合は、医師への連絡や救急要請等の必要な措置を講ずるほか、後記<緊急時・事故発生時連絡先>に記載の方に速やかに連絡します。

8. 事故発生時の対応

介護事故・感染症・食中毒・車両事故などの事故が発生した場合、医師への連絡や救急要請等の必要な措置を講ずるほか、関係法令に則した対応を行うとともに、後記<緊急時・事故発生時連絡先>に記載の方に速やかにご連絡します。また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

<緊急時・事故発生時連絡先>

第1連絡先

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

第2連絡先

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

9. 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

10. 業務継続計画の策定

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設の事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また事業所の従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、業務継続計画について定期的に見直しを行い必要に応じて変更します。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6ヶ月に1回開催します。その結果を事業所の従事者に周知徹底します。

- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所の従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1.2. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 「よつや苑消防計画」に基づき対応します。また、地元自治会との近隣防災協定や府中市内特別養護老人ホームとの相互応援に関する協定を締結し、相互訓練を通じて災害時に対応します。
- (2) 防災設備 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、非常放送設備、誘導灯、防排煙設備、自家発電設備、火災報知設備、フード等簡易自動消火設備等を備え付けています。また、施設内のカーテン、カーペット等は防火用品を使用しています。
- (3) 防災訓練 「よつや苑消防計画」に基づき、夜間想定及び日中想定 of 防災訓練を利用者参加で実施するとともに、年1回地域総合防災訓練も実施します。また、職員の継送訓練も実施し、災害時に職員が参集する訓練も実施します。
- (4) 防火管理者 総務グループ グループマネージャー 金本 真幸

1.3. 従業者の環境の確保

事業者は、適切な介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

1.4. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 直接担当している者の他に窓口があります。
 - ① 苦情解決責任者 渡邊 義洋 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30~17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)
 - ② 施設サービスグループ担当 日下 祐輔 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30~17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)
 - ③ 在宅サービスグループ担当 小沼 敬夫 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30~17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)

- ④ 苦情解決第三者委員事務局 金本 真幸 電話 042-334-8133 (代)
※受付は平日の8:30～17:30 (不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でご連絡をお願いします。)

(2) その他区市町村にも苦情窓口があります。

- ①府中市福祉保健部介護保険課 電話 042-335-4030
② 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口担当 電話 03-6238-0177
対応時間 平日 9:00～17:00

15. 第三者による評価の実施

評価の実施	有
実施日	令和8年2月27日
評価機関	ヒューマンブラザーズ株式会社
評価結果開示状況	有 (事業所内縦覧及びとうきょう福祉ナビゲーション HP)

16. 当法人の概要

別紙「当法人の概要」をご参照ください。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づく重要な事項、看取りに関する指針に沿った施設における終末期の対応について説明しました。

事業者

住所 〒206-0823

東京都稲城市平尾四丁目 16 番地の 1

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

住所 〒183-0035

東京都府中市四谷 3 - 6 6

事業所名 府中市立特別養護老人ホームよつや苑

説明者 配 属 施設サービスグループ

氏 名 日下 祐輔

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項、及び看取りに関する指針の説明を受け同意しました。

利用者 住所
(契約者) 氏名

代理人 住所
氏名
続柄

氏名
続柄

介護老人福祉施設
府中市立よつや苑

料金表 (1割負担)
1. 基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	629
要介護2	659	7,038	704
要介護3	732	7,817	782
要介護4	802	8,565	857
要介護5	871	9,302	931

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費(1日1,650円)
			多床室	
段階4	下記以外の方		915	朝:396 / 昼:792 / 夕:462
段階1	生活保護受給者		0	300
	要件なし			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	老年福祉年金受給者	430	390
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
段階3①	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	430	680
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	530	1,420

※食費は朝・昼・夕の1食ずつ算定となります。施設で食事をしない場合は必ず申し出をお願いします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	39
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を80%以上配置もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	+22	234	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士を60%以上配置	+18	192	20
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士を50%以上配置もしくは常勤職員75%以上もしくは7年以上勤務年数の職員を30%以上配置	+6	64	7
個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	13
個別機能訓練加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で計画内容を厚生労働省に提出	+20	213	22
個別機能訓練加算(Ⅲ)	Ⅱを算定しており、更に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し情報共有の実施。	+20	213	22
若年性認知症入所者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている。	+120	1,281	129
精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	6
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	5
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	85	9
栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士を一定基準以上配置 多職種が共同し栄養ケア計画を作成、栄養管理を行う 入所者ごとの栄養状態情報を厚生労働省に提出。	+11	117	12
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等 厚生労働省の要件を満たした場合	+3	32	4
認知症専門ケア加算Ⅱ		+4	42	5
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等 厚生労働省の要件を満たし、個別評価に基づき	+150	1,602	161

認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	ケアチームの体制を整備し、週が1回以上必ずチームケアを実施。	+120	1,281	129
夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	14
夜間職員配置加算(Ⅱ)口	・夜勤職員が基準より0.9名以上多い配置 ・入所者数の10%以上設置 ・委員会を設置し必要な検討を実施	+18	192	20
夜間職員配置加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)(Ⅱ)に加え 看護師もしくは喀痰吸引実施可能な介護員を配置し、都道府県に登録している	+16	170	17
夜間職員配置加算(Ⅳ)		+21	224	23
安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	22
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	第二種協定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行なう体制を確保している。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発生時の対応について取り決めがなされ、適切な対応をしている。 所定の届出を行った医療機関又は医師会が定期的に行う研修又は訓練に年1回以上参加していること。	+10	106	11
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	所定の届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。	+5	53	6
生産性向上推進体制加算Ⅰ	・Ⅱの要件を満たし成果が確認出来ている。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入かつ、介護助手等の活用により職員間の適切な役割分担を行っている。	+100	1,068	107
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し入所者の安全並びにサービスの質の確保等に関して必要な安全対策を講じている。年1回取組結果を厚生労働省に提出。	+10	106	11

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30日以上で退院した日から30日間。但し、短期から退所することなく入所の場合は短期利用日数分は算定しない	+30	320	32
排泄支援加算(Ⅰ)	医師等の判断の基、原因を分析し排泄ケア計画を作成。定期的に評価・見直しを行い評価結果を厚生労働省に提出	+10	106	11
排泄支援加算(Ⅱ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありからなしに改善している。又は入所後尿道カテーテルが抜去されたこと。	+15	160	16
排泄支援加算(Ⅲ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又は入所後尿道カテーテルが抜去されかつ、オムツ使用ありからなしに改善している。	+20	213	22
自立支援促進加算	入所時に医師が医学的な評価を行い評価に基づき支援計画を策定。定期的に評価・見直しをし結果を厚生労働省に提出	+280	2,990	299
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時などに褥瘡発生と関連あるリスクについて評価を行い定期的な評価結果を厚生労働省に提出。発生リスクがある利用者毎に褥瘡ケア計画を多職種が共同して作成し定期的な評価・見直しを行う。	+3	32	4
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で入所時に褥瘡があっても入所後治癒したこと、又は対象の利用者に褥瘡発生がないこと	+13	138	14
療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	20
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	97

口腔衛生管理加算(Ⅱ)	Iを実施し計画内容などの情報を厚生労働省に提出。	+110	1,174	118
経口移行加算	経管栄養の方に対して経口移行計画を作成して支援	+28	299	30
経口維持加算Ⅰ	誤嚥に対して医師等と連携して経口維持計画を作成して支援	+400	4,272	428
経口維持加算Ⅱ	Iを算定した上で歯科衛生士または言語聴覚士も加わり連携している	+100	1,068	107
入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	263
外泊時在宅サービス利用費用	居宅への外泊時、施設が提供する在宅サービスを利用した場合、6/月を上限に算定	+560	5,980	598
再入所時栄養連携加算	退院時、厚生労働省が定める特別食の提供が必要な場合、医療機関と自施設管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を作成	+200	2,136	214
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供	+70	747	75
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について退所後の医療機関へ心身の状況、生活歴等情報提供を実施	+250	2,670	267
退所前訪問相談援助加算	退所前の相談援助を実施	+460	4,912	492
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内の相談援助を実施	+460	4,912	492
退所時相談援助加算	退所後2週間以内に関係機関へ情報提供を実施	+400	4,272	428
退所前連携加算	居宅介護支援事業所と退所前から調整した場合	+500	5,340	534
ADL維持等加算(Ⅰ)	半年以上の評価対象期間が経過した利用者等の総数が10名以上かつ、利用者等全員について利用開始月～6か月目にバーセルインデックスを用いてADL値を測定。測定月毎にその結果を厚生労働省に提出。指標を用いて上位及び下位それぞれ10%を除いた調整済ADL利得の数値の平均が1以上であること。	+30	320	32
ADL維持等加算(Ⅱ)	Iの要件を満たし調整済ADL利得の数値の平均が3以上であること	+60	640	64
配置医師緊急時対応加算	配置医師の通常の勤務時間外の場合。1回のみ(早朝・夜間及び深夜を除く)	+325	3,471	348
	早朝・夜間に配置医往診。1回のみ 早朝:6:00～8:00 夜間:18:00～22:00	+650	6,942	695
	深夜に配置医往診。1回のみ 深夜:22:00～6:00	+1300	13,884	1,389
①②看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合(死亡日45日前から31日前まで)	+72	768	77
①②看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合(死亡日30日前から4日前まで)	+144	1,537	154
①看取り介護加算(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合(死亡日前日及び前々日)	+680	7,262	727
①看取り介護加算(Ⅲ)	施設看取り介護をおこなった場合(当日)	+1280	13,670	1,367
②看取り介護加算(Ⅱ)	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算(Ⅱ)を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合(死亡日前日、前々日)	+780	8,330	833

②看取り介護加算(Ⅲ)	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算(Ⅱ)を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合(当日)	+1580	16,874	1,688
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	+40	427	43
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	Iに加え疾病の情報を提出。	+50	534	54
在宅・入所相互利用加算	在宅生活継続の観点から複数の利用者で予め入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用	+40	427	43
在宅復帰支援機能加算	家族と連絡調整を行い、希望する居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合	+10	106	11
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情により1月に12回以上通院の為の送迎を行った場合	+594	6,343	635
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的開催している事。	+5	53	6
	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	107
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める新興感染症に感染した入所者に対し必要な感染対策や医療機関との連携を確保した上で施設内療養を行った場合	+240	2,563	257

<介護職員等処遇改善加算> ※令和8年5月31日にて算定終了し、下記加算へ移行

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和8年6月1日より算定開始

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に16.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に17.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に15.9%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に17.2%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数

*日常生活費・その他の料金(別紙)

令和8年6月1日 現在

事業所名 府中市立よつや苑
説明者 生活相談員
氏名

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

保証人 氏名

続柄

介護老人福祉施設
府中市立よつや苑

料金表 (2割負担)
1. 基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	1,258
要介護2	659	7,038	1,408
要介護3	732	7,817	1,564
要介護4	802	8,565	1,713
要介護5	871	9,302	1,861

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費(1日1,650円)
			多床室	
段階4	下記以外の方		915	朝:396 / 昼:792 / 夕:462
段階1	生活保護受給者		0	300
	要件なし			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	老年福祉年金受給者	430	390
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
段階3①	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430	680
段階3②		単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	530	1,420
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下		

※食費は朝・昼・夕の1食ずつ算定となります。施設で食事をしない場合は必ず申し出をお願いします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	77
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を80%以上配置もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	+22	234	47
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士を60%以上配置	+18	192	39
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士を50%以上配置もしくは常勤職員75%以上もしくは7年以上勤務年数の職員を30%以上配置	+6	64	13
個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	26
個別機能訓練加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で計画内容を厚生労働省に提出	+20	213	43
個別機能訓練加算(Ⅲ)	Ⅱを算定しており、更に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し情報共有の実施。	+20	213	43
若年性認知症入所者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている。	+120	1,281	257
精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	11
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	9
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	85	17
栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士を一定基準以上配置 多職種が共同し栄養ケア計画を作成、栄養管理を行う 入所者ごとの栄養状態情報を厚生労働省に提出。	+11	117	24
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等	+3	32	7
認知症専門ケア加算Ⅱ	厚生労働省の要件を満たした場合	+4	42	9

認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等 厚生労働省の要件を満たし、個別評価に基づき チームケアを実施。	+150	1,602	321
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		+120	1,281	257
夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合> ・夜勤職員が基準より0.9名以上多い配置	+13	138	28
夜間職員配置加算(Ⅱ)ロ	・入所者数の10%以上設置 ・委員会を設置し必要な検討を実施	+18	192	39
夜間職員配置加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)(Ⅱ)に加え 看護師もしくは喀痰吸引実施可能な介護員を配 置し、都道府県に登録している	+16	170	34
夜間職員配置加算(Ⅳ)		+21	224	45
安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な 体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	43
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	第二種協定医療機関との間で新興感染症の発生時等 の対応を行なう体制を確保している。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発 生時の対応について取り決めがなされ、適切な対応を している。 所定の届出を行った医療機関又は医師会が定期的 に行う研修又は訓練に年1回以上参加していること。	+10	106	22
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	所定の届出を行った医療機関から3年に1回以 上施設内で感染発生した場合の感染制御等に 係る実地指導を受けていること。	+5	53	11
生産性向上推進体制加算Ⅰ	・Ⅱの要件を満たし成果が確認出来ている。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入かつ、 介護助手等の活用により職員間の適切な役割 分担を行っている。	+100	1,068	214
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し入所者 の安全並びにサービスの質の確保等に関して必要な 安全対策を講じている。年1回取組結果を厚生労働省 に提出。	+10	106	22

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30 日以上で退院した日から30日間。但し、短期か ら退所することなく入所の場合は短期利用日数 分は算定しない	+30	320	64
排泄支援加算(Ⅰ)	医師等の判断の基、原因を分析し排泄ケア計画 を作成。定期的に評価・見直しを行い評価結果 を厚生労働省に提出	+10	106	22
排泄支援加算(Ⅱ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し 排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、い ずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありからな しに改善している。又は入所後尿道カテーテル が抜去されたこと。	+15	160	32
排泄支援加算(Ⅲ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し 排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、い ずれにも悪化がない。又は入所後尿道カテーテル が抜去されかつ、オムツ使用ありからなしに改 善している。	+20	213	43
自立支援促進加算	入所時に医師が医学的な評価を行い評価に基 づき支援計画を策定。定期的に評価・見直しを し結果を厚生労働省に提出	+280	2,990	598
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時などに褥瘡発生と関連あるリスクについ て評価を行い定期的な評価結果を厚生労働省に 提出。発生リスクがある利用者毎に褥瘡ケア計 画を多職種が共同して作成し定期的な評価・見 直しを行う。	+3	32	7
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で入所時に褥瘡があっても入所 後治癒したと、又は対象の利用者に褥瘡発生 がないこと	+13	138	28

療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	39
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上 口腔ケアを実施	+90	961	193
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	Ⅰを実施し計画内容などの情報を厚生労働省に 提出。	+110	1,174	235
経口移行加算	経管栄養の方に対して経口移行計画を作成して 支援	+28	299	60
経口維持加算Ⅰ	誤嚥に対して医師等と連携して経口維持計画を 作成して支援	+400	4,272	855
経口維持加算Ⅱ	Ⅰを算定した上で歯科衛生士または言語聴覚 士も加わり連携している	+100	1,068	214
入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間 を限度として	+246	2,627	526
外泊時在宅サービス利用費用	居宅への外泊時、施設が提供する在宅サービス を利用した場合、6/月を上限に算定	+560	5,980	1,196
再入所時栄養連携加算	退院時、厚生労働省が定める特別食の提供が 必要な場合、医療機関と自施設管理栄養士が 連携し、栄養ケア計画を作成	+200	2,136	428
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養 管理に関する情報を提供	+70	747	150
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について退所後 の医療機関へ心身の状況、生活歴等情報提供 を実施	+250	2,670	534
退所前訪問相談援助加算	退所前の相談援助を実施	+460	4,912	983
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内の相談援助を実施	+460	4,912	983
退所時相談援助加算	退所後2週間以内に関係機関へ情報提供を実 施	+400	4,272	855
退所前連携加算	居宅介護支援事業所と退所前から調整した場合	+500	5,340	1,068
ADL維持等加算(Ⅰ)	半年以上の評価対象期間が経過した利用者等の総数 が10名以上かつ、利用者等全員について利用開始月 ～6か月目にバーセルインデックスを用いてADL値を測定。 測定月毎にその結果を厚生労働省に提出。指標を用 いて上位及び下位それぞれ10%を除いた調整済ADL 利得の数値の平均が1以上であること。	+30	320	64
ADL維持等加算(Ⅱ)	Ⅰの要件を満たし調整済ADL利得の数値の平 均が3以上であること	+60	640	128
配置医師緊急時対応加算	配置医の通常の勤務時間外の場合。1回の み (早朝・夜間及び深夜を除く)	+325	3,471	695
	早朝・夜間に配置医往診。1回のみ 早朝:6:00～8:00 夜間:18:00～22:00	+650	6,942	1,389
	深夜に配置医往診。1回のみ 深夜:22:00～6:00	+1300	13,884	2,777
①②看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日45日前から31日前まで)	+72	768	154
①②看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日30日前から4日前まで)	+144	1,537	308
①看取り介護加算(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日前日及び前々日)	+680	7,262	1,453
①看取り介護加算(Ⅲ)	施設看取り介護をおこなった場合(当日)	+1280	13,670	2,734

	②看取り介護加算(Ⅱ)	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算(Ⅱ)を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合(死亡日前日、前々日)	+780	8,330	1,666
--	-------------	------------------------------------------------------------------------------------------	------	-------	-------

②看取り介護加算(Ⅲ)	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算(Ⅱ)を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合(当日)	+1580	16,874	3,375
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	+40	427	86
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	Iに加え疾病の情報を提出。	+50	534	107
在宅・入所相互利用加算	在宅生活継続の観点から複数の利用者で予め入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用	+40	427	86
在宅復帰支援機能加算	家族と連絡調整を行い、希望する居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合	+10	106	22
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情により1月に12回以上通院の為の送迎を行った場合	+594	6,343	1,269
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的開催している事。	+5	53	11
	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	214
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める新興感染症に感染した入所者に対し必要な感染対策や医療機関との連携を確保した上で施設内療養を行った場合	+240	2,563	513

<介護職員等処遇改善加算> ※令和8年5月31日にて算定終了し、下記加算へ移行

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和8年6月1日より算定開始

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に16.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に17.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に15.9%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に17.2%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数

* 日常生活費・その他の料金(別紙)

令和8年6月1日 現在

事業所名 府中市立よつや苑
説明者 生活相談員
氏名

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

保証人 氏名

続柄

介護老人福祉施設
府中市立よつや苑

料金表 (3割負担)
1. 基本料金 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)

単位円/日

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
要介護1	589	6,290	1,887
要介護2	659	7,038	2,112
要介護3	732	7,817	2,346
要介護4	802	8,565	2,570
要介護5	871	9,302	2,791

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 当施設の居住費・食費の負担額(単位:円/日)

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費	食費(1日1,650円)
			多床室	
段階4	下記以外の方		915	朝:396 / 昼:792 / 夕:462
段階1	生活保護受給者		0	300
	要件なし			
段階2	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	老年福祉年金受給者	430	390
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
段階3①	本人が住民税非課税世帯、世帯を別にする配偶者も住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	430	680
段階3②		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	530	1,420

※食費は朝・昼・夕の1食ずつ算定となります。施設で食事をしない場合は必ず申し出をお願いします。

※居住費について、外泊・入院した場合、1か月に6日を限度としてご負担いただきます。

<体制加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
日常生活継続支援加算	要介護の高い方の一定割合以上入所、介護福祉士の一定割合以上の配置	+36	384	116
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士を80%以上配置もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上	+22	234	71
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士を60%以上配置	+18	192	58
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士を50%以上配置もしくは常勤職員75%以上もしくは7年以上勤務年数の職員を30%以上配置	+6	64	20
個別機能訓練加算(Ⅰ)	専任の機能訓練指導員を1名以上配置し計画、実施、評価の実施	+12	128	39
個別機能訓練加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で計画内容を厚生労働省に提出	+20	213	64
個別機能訓練加算(Ⅲ)	Ⅱを算定しており、更に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定し情報共有の実施。	+20	213	64
若年性認知症入所者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定めている。	+120	1,281	385
精神科医療養指導加算	精神科医により月2回以上の療養指導を行う	+5	53	16
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1名以上配置	+4	42	13
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上多い配置、24時間連絡体制	+8	85	26
栄養ケアマネジメント強化加算	管理栄養士を一定基準以上配置 多職種が共同し栄養ケア計画を作成、栄養管理を行う 入所者ごとの栄養状態情報を厚生労働省に提出。	+11	117	36
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等 厚生労働省の要件を満たした場合	+3	32	10
認知症専門ケア加算Ⅱ		+4	42	13

認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置等 厚生労働省の要件を満たし、個別評価に基づき	+150	1,602	481
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	チームケアを実施。	+120	1,281	385
夜間職員配置加算(Ⅰ)	夜勤職員が基準より1名以上多い配置 <見守り機器などを導入している場合>	+13	138	42
夜間職員配置加算(Ⅱ)ロ	・夜勤職員が基準より0.9名以上多い配置 ・入所者数の10%以上設置 ・委員会を設置し必要な検討を実施	+18	192	58
夜間職員配置加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)(Ⅱ)に加え 看護師もしくは喀痰吸引実施可能な介護員を配 置し、都道府県に登録している	+16	170	51
夜間職員配置加算(Ⅳ)		+21	224	68
安全対策体制加算	外部研修を受講した担当者が配置され組織的な 体制を整備。入所時1回を限度として算定	+20	213	64
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	第二種協定医療機関との間で新興感染症の発生時等 の対応を行なう体制を確保している。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発 生時の対応について取り決めがなされ、適切な対応を している。 所定の届出を行った医療機関又は医師会が定期的に 行う研修又は訓練に年1回以上参加していること。	+10	106	32
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	所定の届出を行った医療機関から3年に1回以上 施設内で感染発生した場合の感染制御等に 係る実地指導を受けていること。	+5	53	16
生産性向上推進体制加算Ⅰ	・Ⅱの要件を満たし成果が確認出来ている。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入かつ、 介護助手等の活用により職員間の適切な役割 分担を行っている。	+100	1,068	321
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し入所者 の安全並びにサービスの質の確保等に関して必要な 安全対策を講じている。年1回取組結果を厚生労働省 に提出。	+10	106	32

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額
初期加算	入所した日から30日間、もしくは入院期間が30 日以上で退院した日から30日間。但し、短期か ら退所することなく入所の場合は短期利用日数 分は算定しない	+30	320	96
排泄支援加算(Ⅰ)	医師等の判断の基、原因を分析し排泄ケア計画 を作成。定期的に評価・見直しを行い評価結果 を厚生労働省に提出	+10	106	32
排泄支援加算(Ⅱ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し 排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、い ずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありからな しに改善している。又は入所後尿道カテーテル が抜去されたこと。	+15	160	48
排泄支援加算(Ⅲ)	Ⅰの算定要件を満たしており、入所時と比較し 排尿・排便の状態の一方が改善するとともに、い ずれにも悪化がない。又は入所後尿道カテーテル が抜去されかつ、オムツ使用ありからなしに改 善している。	+20	213	64
自立支援促進加算	入所時に医師が医学的な評価を行い評価に基 づき支援計画を策定。定期的に評価・見直しを し結果を厚生労働省に提出	+280	2,990	897
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所時などに褥瘡発生と関連あるリスクについ て評価を行い定期的な評価結果を厚生労働省に 提出。発生リスクがある利用者毎に褥瘡ケア計 画を多職種が共同して作成し定期的な評価・見 直しを行う。	+3	32	10
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	Ⅰを算定した上で入所時に褥瘡があっても入所 後治癒したこと、又は対象の利用者に褥瘡発生 がないこと	+13	138	42
療養食加算	医師の指示による食事提供 1食毎の算定とし、3/日上限	+18	192	58

口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示のもと歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを実施	+90	961	289
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	Ⅰを実施し計画内容などの情報を厚生労働省に提出。	+110	1,174	353
経口移行加算	経管栄養の方に対して経口移行計画を作成して支援	+28	299	90
経口維持加算Ⅰ	誤嚥に対して医師等と連携して経口維持計画を作成して支援	+400	4,272	1,282
経口維持加算Ⅱ	Ⅰを算定した上で歯科衛生士または言語聴覚士も加わり連携している	+100	1,068	321
入院・外泊時費用	病院等に入院した場合所定単位に変えて6日間を限度として	+246	2,627	789
外泊時在宅サービス利用費用	居宅への外泊時、施設が提供する在宅サービスを利用した場合、6/月を上限に算定	+560	5,980	1,794
再入所時栄養連携加算	退院時、厚生労働省が定める特別食の提供が必要な場合、医療機関と自施設管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を作成	+200	2,136	641
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供	+70	747	225
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について退所後の医療機関へ心身の状況、生活歴等情報提供を実施	+250	2,670	801
退所前訪問相談援助加算	退所前の相談援助を実施	+460	4,912	1,474
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内の相談援助を実施	+460	4,912	1,474
退所時相談援助加算	退所後2週間以内に関係機関へ情報提供を実施	+400	4,272	1,282
退所前連携加算	居宅介護支援事業所と退所前から調整した場合	+500	5,340	1,602
ADL維持等加算(Ⅰ)	半年以上の評価対象期間が経過した利用者等の総数が10名以上かつ、利用者等全員について利用開始月～6か月目にバーセルインデックスを用いてADL値を測定。測定月毎にその結果を厚生労働省に提出。指標を用いて上位及び下位それぞれ10%を除いた調整済ADL利得の数値の平均が1以上であること。	+30	320	96
ADL維持等加算(Ⅱ)	Ⅰの要件を満たし調整済ADL利得の数値の平均が3以上であること	+60	640	192
配置医師緊急時対応加算	配置医の通常の勤務時間外の場合。1回のみ (早朝・夜間及び深夜を除く)	+325	3,471	1,042
	早朝・夜間に配置医往診。1回のみ 早朝:6:00～8:00 夜間:18:00～22:00	+650	6,942	2,083
	深夜に配置医往診。1回のみ 深夜:22:00～6:00	+1300	13,884	4,166
①②看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日45日前から31日前まで)	+72	768	231
①②看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日30日前から4日前まで)	+144	1,537	462
①看取り介護加算(Ⅱ)	施設看取り介護をおこなった場合 (死亡日前日及び前々日)	+680	7,262	2,179
①看取り介護加算(Ⅲ)	施設看取り介護をおこなった場合(当日)	+1280	13,670	4,101
②看取り介護加算(Ⅱ)	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算(Ⅱ)を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合(死亡日前日、前々日)	+780	8,330	2,499

②看取り介護加算(Ⅲ)	医師との連携方法や緊急時の具体的取り決めがされ、24時間体制が整備できており、それを届出、看護体制加算(Ⅱ)を算定する要件を満たし実際に施設で看取った場合(当日)	+1580	16,874	5,063
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	+40	427	129
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	Iに加え疾病の情報を提出。	+50	534	161
在宅・入所相互利用加算	在宅生活継続の観点から複数の利用者で予め入所期間を定めて当該施設の居室を計画的に利用	+40	427	129
在宅復帰支援機能加算	家族と連絡調整を行い、希望する居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合	+10	106	32
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、やむを得ない事情により1月に12回以上通院の為の送迎を行った場合	+594	6,343	1,903
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て病歴等の情報共有する会議を定期的開催している事。	+5	53	16
	上記に加え、協力医療機関が規定の要件を満たしている場合	+100	1,068	321
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める新興感染症に感染した入所者に対し必要な感染対策や医療機関との連携を確保した上で施設内療養を行った場合	+240	2,563	769

<介護職員等処遇改善加算> ※令和8年5月31日にて算定終了し、下記加算へ移行

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

<介護職員等処遇改善加算> ※令和8年6月1日より算定開始

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に16.3%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に17.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に15.9%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に17.2%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に11.3%を乗じた単位数

*日常生活費・その他の料金(別紙)

令和8年6月1日 現在

事業所名 府中市立よつや苑
説明者 生活相談員
氏名

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

保証人 氏名

続柄